

東京家政大学学術指導取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京家政大学（以下「本学」という。）における学術指導の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 学術指導 企業その他の団体からの委託を受けて、本学の教員がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき指導及び助言を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 委託者 前号の学術指導を受ける又は受けようとする企業その他の団体をいう。
- (3) 学術指導者 学術指導を実施する教員をいう。
- (4) 知的財産権 東京家政大学知的財産取扱規程（以下「知的財産取扱規程」という。）第2条第4号に定めるものをいう。

(受入れの基準)

第3条 学術指導は、原則として当該教員の職務と同一のもの又は職務の範囲にあるものと認められ、かつ、研究教育の実施に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第4条 学術指導を受け入れる場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 学術指導は、委託者の都合により一方的に中止することはできないこと。
- (2) 学術指導の結果生じた知的財産権については、学術指導者の寄与分を本学に帰属させること。
- (3) 委託者は、学術指導の対価（以下「学術指導料」という。）を所定の期日までに納付すること。
- (4) 納付された学術指導料は、本学の責によるやむを得ない場合を除き、原則として返還しないこと。

(申込み及び決定)

- 第5条 学術指導の申込みをしようとする者は、学術指導申込書(様式1)を、原則として学術指導を開始する1か月前までにヒューマンライフ支援機構産学連携推進グループ長(以下「産学連携推進グループ長」という。)に提出するものとする。
- 2 産学連携推進グループ長は前項の申請を受け、特に必要と認めるときは産学官連携推進会議を招集し、その意見を徴することができる。
 - 3 産学連携推進グループ長は当該学術指導を受け入れることが適当と判断したときは、その旨を学長に報告し、理事長がその実施について決定する。

(決定の通知と契約の締結)

- 第6条 学長は、受入れが決定した旨を学術指導受入承諾通知書(様式2)により申込みを行った委託者に通知するものとする。
- 2 理事長は、委託者が学術指導申込時に別途契約を必要とした場合には前項の学術指導受入承諾書に代わり、委託者と契約を締結するものとする。なお、学術指導申込書は留意事項の記載のないもので足りるものとする。

(学術指導料及び学術指導料の納付)

- 第7条 委託者は、原則として学術指導開始前日までに学術指導料を本学に納付しなければならない。
- 2 本学は、間接経費(学術指導の実施の管理に使用する経費)として学術指導料の10%に相当する額を徴収する。ただし、個別の契約により、間接経費を増額、減額、又は徴収しないことができる。
 - 3 第1項の学術指導料の額は、1時間につき10,000円(消費税相当額を除く。)により算出する額を最低の額とし、学術指導者と協議し定めるものとする。

(学術指導の中止、期間延長)

- 第8条 学術指導者は、当該学術指導を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに産学連携推進グループ長に報告するものとする。

(譲渡、専用実施権等の設定)

- 第9条 学術指導の結果生じた知的財産権のうち、本学に帰属する特許を受ける権利又は特許権にあっては、委託者又は本学と委託者が協議の上指定した者に譲渡又は専用実施権等を設定することができる。

(知的財産権の優先的実施)

第 10 条 本学は、学術指導の結果生じた知的財産権のうち、本学に帰属する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）について、委託者又は委託者の指定する者から優先的に実施したい旨の申出があった場合において、委託者と協議の上、当該知的財産権を優先的に実施させる期間を定め、これを実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第 11 条 本学は、委託者又は委託者の指定する者が、本学に帰属する知的財産権を学術指導完了の日から起算して別に定める期間において実施しない場合、又は前条の規定により優先的に実施させる期間終了後、別に定める期間において実施しない場合においては、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができる。

(実施料)

第 12 条 本学は、前 2 条の規定により、当該知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収する。

本学及び委託者の共有に係る知的財産権について、専用実施権等の設定を行ったときも同様とする。

(成果の公表)

第 13 条 産学連携推進グループ長は、学術指導による成果公表の時期及び方法について、必要があると認めたときは、委託者と協議し定めるものとする。

(学術指導の完了報告)

第 14 条 学術指導が完了した場合、学術指導者は、学術指導完了報告書（様式 3）を速やかに作成して産学連携推進グループ長に提出するものとする。ただし、個別の契約により別の様式により報告がなされる場合は当該報告の写をもって代える。

(協力者の参加及び協力)

第 15 条 学術指導者は、学術指導において学術指導者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合には、委託者の同意を得て学術指導者以外の者を協力者として学術指導に参加させ、又は協力させることができる。

(知的財産権の取扱い)

第 16 条 第 9 条から第 12 条までに定めるもののほか、学術指導の結果生じた知的財産権の取扱いについては、知的財産取扱規程の定めるところによる。

(秘密の保持)

第 17 条 学術指導の実施に当たり、秘密として開示された技術上及び営業上の情報を受け又は知り得た者は、その一切の情報に係る秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(協議)

第 18 条 この規程に定めのない事項については、本学と委託者が誠意をもって協議し、決定する。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、産学官連携推進会議及び全学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(補足)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、学術指導に関し、その他必要な事項は別に定める。

2 この規程は、短期大学部に準用する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正された規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。